

			ツ医・ 科学専 門員（ 主査相 当） 保健体 育主事 主査 [略]				
	[略]		[略]			[略]	
	[略]		[略]			[略]	

[略]

3 教育職給料表(1)

区分		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
知事の 事務部 局						
	出先機関	産業技術短 期大学校	[略]			
			[略]			

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2・3 [略]

4 教育職給料表(2)

区分		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
教育委 員会の 事務局 等	本庁					
	[略]	[略]				

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 [略]

5 研究職給料表

区分		[略]	2 級	3 級	[略]
知事の 事務部 局	本庁				
	[略]		[略]		

	[略]					[略]	
	[略]					[略]	

[略]

3 教育職給料表(1)

区分		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
知事の 事務部 局	本庁		主査スポ ーツ振興 専門員 主任スポ ーツ振興 専門員 スポーツ 振興専門 員		上席スポ ーツ振興 専門員	首席スポ ーツ振興 専門員
	出先機関	産業技術短 期大学校	[略]			
			[略]			

備考1 知事の事務局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2・3 [略]

4 教育職給料表(2)

区分		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
知事の 事務部 局	本庁		主査スポ ーツ振興 専門員 主任スポ ーツ振興 専門員 スポーツ 振興専門 員		上席スポ ーツ振興 専門員	首席スポ ーツ振興 専門員
	本庁		[略]			
教育委 員会の 事務局 等	[略]					

備考1 知事の事務局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 [略]

5 研究職給料表

区分		[略]	2 級	3 級	[略]
知事の 事務部 局	本庁		主任専門 学芸員 専門学芸 員	上席専門 学芸員 主任専門 学芸員	
	[略]		[略]		

[略]		[略]	
[略]			
7 医療職給料表(2)			
区分		[略]	6 級
知事の 事務部 局	[略]	[略]	[略]
			主幹
	[略]		
[略]		[略]	[略]
[略]			
8 医療職給料表(3)			
区分		[略]	6 級
知事の 事務部 局	[略]	[略]	[略]
			主幹
	[略]		
[略]		[略]	[略]
[略]			

[略]		[略]	
[略]			
7 医療職給料表(2)			
区分		[略]	6 級
知事の 事務部 局	[略]	[略]	[略]
			技術主幹
	[略]		
[略]		[略]	[略]
[略]			
8 医療職給料表(3)			
区分		[略]	6 級
知事の 事務部 局	[略]	[略]	[略]
			技術主幹
	[略]		
[略]		[略]	[略]
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。